足寄町立足寄小学校　いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月策定
令和 7 年 4 月改訂

Ⅰ．はじめに

教育基本法により「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定められている。

今日的に課題とされている「いじめの防止」は、前述を達成するために不可欠であり、全ての学校、教職員一人一人が徹底して取り組むべき重要な課題である。

また、本校の教育目標である「思いやりの心をもち　自ら考え進んで行動する子ども」を達成することが、お互いを認め合い、助け合う児童を育てることにもつながり、ひいては、いじめを予防することになると考える。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、足寄小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう策定したものである。そのことが、将来この地域社会において、多様性を認め、助け合いながら、社会の担い手となることにつながると考える。

Ⅱ．いじめに関する基本的認識

1．いじめの定義（『いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第二条』より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒をさし、起こった場所は学校の内外を問わない。

■留意点　≪『北海道いじめ防止基本方針』（令和 5 年 3 月改定）より)≫

○　いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○　インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○　児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織で情報共有して対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的

な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○　児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

２．いじめの要因

○　いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。

○　いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○　いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

　そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○　いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も、一人一人が「いじめは　絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。

　そのため、児童の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

３．いじめの解消

○　いじめに係る行為が止んでいること。

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者

に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ．いじめ未然防止の取組

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものとの緊張感を持ち、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組むことを念頭に置きつつ、これまでの教育活動を再度見直し、前述の観点も含め、考慮し、いじめ防止に努めたいと考える。

本校ではこれまでも、児童一人一人が認められ、お互いを思いやることができるよう学校全体で取り組んできた。これまでの教育活動を、再度いじめ防止の観点で意識し、振り返ることとしたい。

1　教師一人一人が児童の教育的ニーズを押さえた上でわかりやすい授業を心がけ、児童の基礎・基本の定着に努める。

言語の理解・習得度の違いによって、コミュニケーシ能力に差異が生じ、対人面におけるつまずきや誤解を生じやすいことから、教科学習による基礎・基本の定着は、学力の向上のみではなく、コミュニケーション能力の向上も期待される。

2　児童の人間関係をしっかりと把握し、日常生活における児童のやりとりに課題を見つけ、コミュニケーション・スキルを向上する意図的な指導もいじめ防止の要素となり、何より、児童の対人関係調整能力を引き上げることにつながる。

3　いじめは、人間として許されないという確固たる認識を持ち、毅然とした態度で取り組むとともに、いじめを見逃さない雰囲気作りに努める。

本校の特性として、小さな集団であることにより目が行き届きやすい。しかし、日常見慣れた様子において、客観的に判断することができるよう教職員間の情報交流に努め、日常の慣れが、いじめの見逃しにならないよう留意する必要がある。「開かれた職員室」をめざし、管理職への報告・相談を怠らないようにする。

4　児童一人一人が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる教育活動を推進する。

様々な教育活動・地域との活動を通して、友達と関わり合う楽しさや違いを認め合いながら助け合う力を育てる。また、 一人一人の教育的ニーズを押さえ、個々が活躍できる教育活動を創造する。健康な心やからだ作り、基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となる。その視点において、以下の教育活動を全教職員で継続的に推進する。

（1）　一人一人が活躍でき、自己有用感や自己肯定感を育む活動の推進

- 朝の体力づくりと、その成果の確認
- スケート、スキーなどの体育活動
- 児童の主体的性を育み、地域とつながる活動（児童会活動、クラブ活動など）

・　係、当番、児童会、行事などにおける役割活動
・　道徳教育などによる豊かな情操と道徳心の育成

(2)　セルフ・コントロール力の育成
・　児童が主体的に取り組めるように工夫された学習活動
・　発達段階に応じた対人関係の適切な理解、及び対応ができる言語活動（学習活動、読書活動、読み聞かせ、家庭読書の推進など）
・　自分の精神状態を適切に把握し、改善が必要な場合は適切に対処できる力の育成（教育相談活動、保健指導など）

(3)　人とつながる喜びを味わい、人との関わり方を学ぶ体験
・　トラブル時などへの望ましい対応について学ぶ体験（教育活動全体を通じて）
・　社会的ルールやマナーについて学ぶ体験(全校集会､給食の時間などの教育活動全体を通じて)
・　地域との交流活動（保育所とのもちつき、七夕、老人会との交流、百人一首大会など）
・　学校行事（集合学習、運動会、収穫祭、学芸会、遠足など）
・　ＰＴＡ行事（ＰＴＡ忘年会、卒業を祝う会など）
・　道徳教育、体験活動などによる豊かな情操と道徳心、コミュニケーション能力の育成

(4)　一人一人がお互いの違いを認め合い、支え合う心の醸成
・　学校において特に配慮が必要な児童について、当該児童の心情を十分に考慮した適切な配慮（教育活動全体を通じて）
・　発達段階に応じ、LGBT 等の正しい理解や、人権を尊重する態度の育成（保健便り、教育相談活動、掲示物、読書活動など）
・　高齢の方、障がい・発達障がいをもつ人等への正しい理解や、人権を尊重する態度の育成（道徳教育、保健便り、教育相談活動、掲示物、読書活動など）

Ⅳ．いじめ早期発見のための対策

いじめの早期発見のために、以下のように取り組むこととする。

(1) おかしいと感じた児童がいる場合には、全教職員がいる場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。 ささいなけんか等であっても、いじめではないかとの疑いを持って児童が発するサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

(2) 様子に変化が見られる場合には教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(3) 年 2 回の「いじめに関するアンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、課題について共有し、解決を図る。

Ⅴ．発見時の対応

(1) いじめを発見したときには、担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担によりいじめ問題の解決にあたる。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたると共に、いじめている側の心理状況の把握にも努める。また、今後のいじめ予防のためのメンタル・ケアにも気を配る。

(3) 傍観者の立場にいる児童にも、いじめているのと同様であるということを指導する。

(4) いじめの早期解決、及び当該児童の安全を守るために、学校内外だけでなく各種団体や専門家と協力して、問題解決にあたる。

・　足寄町いじめ・不登校対策会議との連携
・　足寄子どもセンターとの連携
・　重大な事案については、教育委員会、警察などと直ちに連携し、適切な援助を求める。
・　判断に迷うものは、教育委員会、心　の専門家など必要と思われる専門機関への相談、応援を求める。

(5)　いじめられている児童の心の傷を癒すため、また、いじめている児童の指導のために、発達センターの心理士などの専門家や養護教諭と連携を取りながら指導を行う。

Ⅵ．家庭・地域・関係機関との連携

(1)　ＰＴＡや地域関係団体との連携を密にし、「いじめは絶対に許されない」との共通認識をもつ。

(2)　より多くの大人が児童と関わり、児童の相談を受け止めることができるよう、あいさつをはじめ地域全体で児童を見守る。また、地域からの情報を受け止め、民生委員や町内会等との連携に努める。

(3)　警察、他校との連携体制の構築を図るとともに、情報共有を図るため、必要に応じ、生徒指導連絡協議会を開催する。

(4)　不登校児童の居場所づくりや、学校復帰に向けた支援のための学校適応指導教室「いきいきクラブ」との連携を図る。

(5)　いじめが発生したときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

Ⅶ．いじめ問題に取り組むための校内組織

1　学校内の組織

(1)　学級経営交流会

定期的に学期毎の学級経営交流会および日常的に全教職員で児童の様子について情報を交流し合い、指導にかかわる事項についての話し合いを行う。

(2)　いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務部、指導部、養護教諭、当該学級担任によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

2　家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要する生徒指導上の事案が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急職員会議を開催し敏速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

・校内外も含めた対策検討組織

校長・教頭・全教職員・ＰＴＡ・
民生委員・子どもセンター・町教育委員会

資料　　重大事態への対応

■いじめの疑いに関する情報について

○　校内組織「足寄小学校いじめ対策委員会」（第２２条「いじめの防止などの対策のための組織」）でいじめの疑いに関する情報収集を実施、記録、共有。

○　いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会（足寄町いじめ・不登校対策会議）に報告

■重大事案が発生した場合

○　以下については速やかに教育委員会（足寄町いじめ・不登校対策会議）に報告

（1）　生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（児童が自殺を企図した場合など）

（2）　相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）

（3）　児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

○　以下の流れにおいて、適切・適時と思われる時期に、管理職・教育委員会への連絡を怠らないものとする。

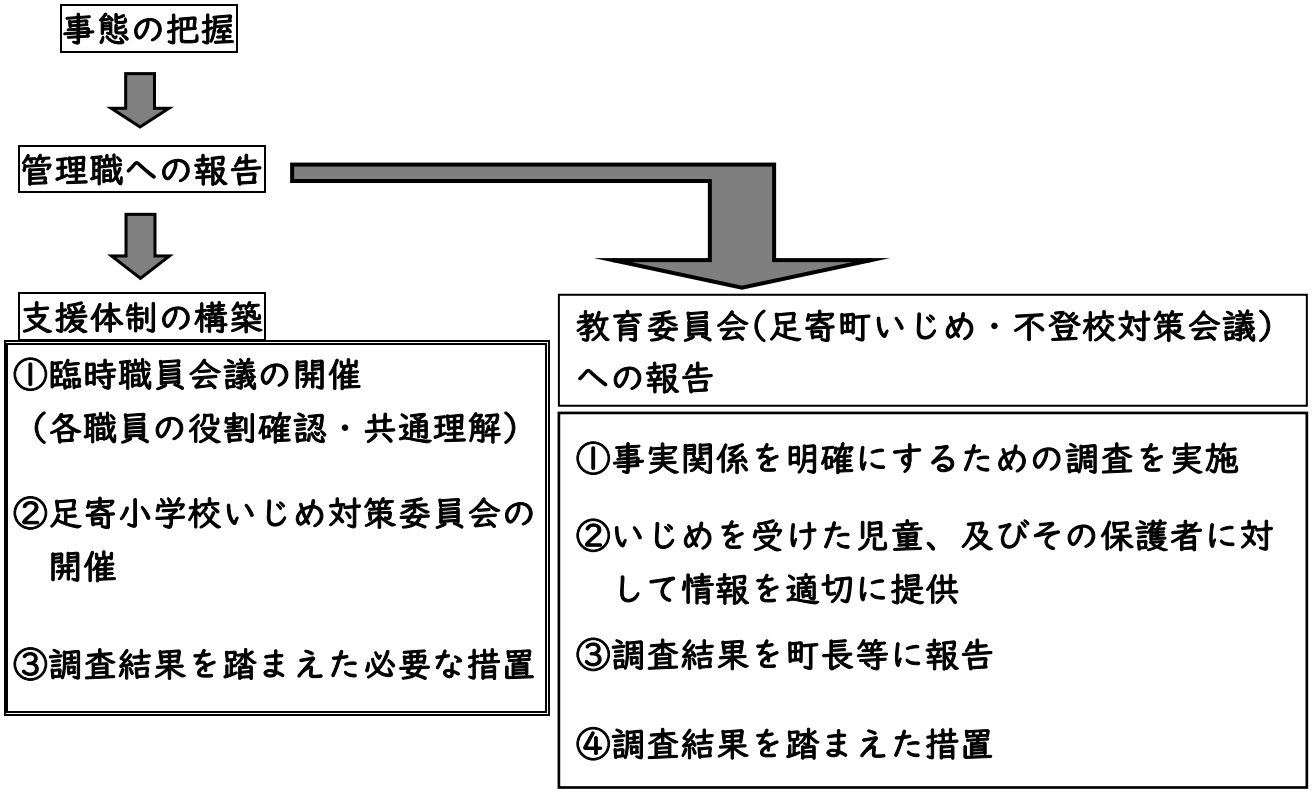

足寄小学校　いじめ早期発見・事案対処マニュアル

〈いじめの把握〉
- ○　いじめを受けた児童やその保護者
- ○　学級担任
- ○　児童アンケート調査、教育相談
- ○　学校以外の関係機関（学童、発達支援センター）や地域住民
- ○　周囲の児童やその保護者
- ○　養護教諭等学級担任以外の教職員
- ○　スクールカウンセラー
- ○　その他

〈いじめの報告〉
- ◇　把握者→（学級担任等）→指導部担当者→教頭→校長

いじめ対策組織の開催

【事実確認及び指導方針等の決定】
- □事実関係の把握（複数教員）
- □いじめ認知の判断
- □指導方針や指導方法の決定
- □対応チームの編成及び役割分担
- □全教職員による共通理解
- □SCや関係機関との連携

教育委員会への報告

【いじめ対策組織による対応】
- ○　いじめを受けた児童及び保護者への支援
- ○　いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- ○　周囲の児童への指導
- ○　スクールカウンセラーの派遣要請
- ○　関係機関（町教委、発達支援センター、警察等）への相談

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることを大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さ自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（いじめの行為が止んでいる状態及び被害児童が心身の苦痛を感じていない状態が、少なくとも３か月程度の期間継続している）

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析 □事実の整理、指導方針の再確認 □SC等外部の専門家等の活用 ○学校体制の改善充実 □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善充実 □児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 □道徳科の授業の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業、協働的な学びの推進や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導等、授業改善の取組	○家庭、地域との連携強化 □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成